

平成21年3月31日
名古屋高速道路公社
総務部 契約課
052-223-3530

入札・契約制度の改正について

名古屋高速道路公社では、従来から入札契約手続きに係る競争性、透明性を高めるとともに、工事の品質の確保にも努めているところですが、更なる強化を図るため、平成21年4月1日から以下の入札・契約制度の改正を行います。

1. 一般競争入札方式の拡大

これまで「予定価格が5千万円以上の工事」としていた一般競争入札の対象を、競争性、透明性をより一層高めるため、「予定価格が1千万円を超える工事」に拡大します。

	改正前(平成21年3月まで)	改正後(平成21年4月から)
対象工事	予定価格が5千万円以上の工事	予定価格が <u>1千万円を超える</u> 工事

2. 低入札価格調査制度等の改正

低価格受注による工事の品質の低下、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などの問題に、より一層適切に対応するため、低入札価格調査を行うかどうかの基準となる調査基準価格の算定方法を改正するとともに、これまで、「予定価格が5億円を超える工事」は低入札価格調査制度、「予定価格が1千万円以上5億円以下の工事」は最低制限価格制度としていたものを、「予定価格が1千万円を超える工事」については、すべて低入札価格調査制度により行うものとします。

併せて、一定基準を下回る低入札は、工事の品質の低下等の弊害が懸念されることから、著しい低価格受注を排除するために「失格判断基準」を設定します。

制度改正の概要

		改正前(平成21年3月まで)	改正後(平成21年4月から)
低入札価格調査制度 (注)	対象	競争入札に付する工事で 予定価格が 5億円を超える工事	競争入札に付する工事で 予定価格が 1千万円を超える工事
	調査基準価格 ※1	(直接工事費+共通仮設費 +現場管理費×1/5)×1.05 予定価格の4/5~2/3の 範囲内で設定	(直接工事費×95%+共通仮設 費×90%+現場管理費×60% +一般管理費×30%)×1.05 予定価格の8.5/10~2/3の 範囲内で設定
	失格判断基準 ※2	—	上記対象工事で設定
最低制限価格	対象	予定価格が1千万円以上 5億円以下の工事	
	最低制限価格	(直接工事費+共通仮設費 +現場管理費×1/5)×1.05	

※1 調査基準価格…入札金額がこの金額未満の場合、工事が適切に行われるかどうか判断するための調査(低入札価格調査)を行うこととなる価格のこと。

※2 失格判断基準…低入札価格調査の対象となった者の入札金額の積算内訳が、予定価格の積算内訳に対し、以下の①②のいずれかに該当することとなった場合には、その者の入札は失格となります。

入札金額の積算内訳

予定価格の積算内訳

①	直接工事費の額	<	直接工事費×75%の額
②	共通仮設費 現場管理費 一般管理費 の合計額	<	共通仮設費×70% 現場管理費×60% 一般管理費×30% の合計額

・各々の工事における失格判断基準の上記①直接工事費及び上記②共通仮設費等の積算内訳につきましては、入札公告交付時の工事費内訳書を参考にして下さい。

(注) 低入札価格調査を受けた者が契約する場合は、
 一 契約保証金の増額(契約金額の10%以上→30%以上)
 二 技術者の増員(専任の主任技術者又は監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置する) が必要となります。